



# 御社はどっち？ ブラックorホワイト

厚生労働省による重点監督実施事業場5,031のうち3,718 事業場  
全体の73.9%で労働基準関係法令違反が認められました。(平成27年11月実施)

## 【注目すべき違反事項】

(労働基準官界法令で違反があると労働基準監督署からは是正勧告や指導されます)

1. 違法な時間外労働や賃金不払い残業
2. 衛生委員会を設置していない
3. 衛生委員会を設置しているが毎月1回以上開催していない
4. 衛生委員会で必要な事項について調査審議を行っていない
5. 健康診断を行っていない
6. 過重労働対象の労働者から医師による面接指導の申出があつたにもかかわらず、面接指導を実施していないもの  
(平成28年2月23日厚生労働省報道発表より)

★労働基準法に合わせて、労働安全衛生法の監督指導も厳しくなっています。

\*\*\*\*\*

## 【平成27年12月ストレスチェック法令が施行されたのを御存知ですか？】

### 御社のストレスチェック実施体制で法令違反がないかチェックしましょう！

(50名以上の事業場で年1回以上の定期的にストレスチェックの実施が義務化されました)

- ストレスチェック制度について衛生委員会で調査審議を行い議事録を残している(前述4に該当)
  - 平成28年11月30日までにストレスチェックを行いその後毎年行うことが決まっている(前述5と同等)
  - ストレスチェック個人結果通知は法令指針の定める要件を満たしものを導入している(前述5関連)
- <ストレスチェック個人結果通知の要件とは？>

- ①3領域を点数化し、レーダーチャート等でわかりやすい方法を用いている
- ②実施者(医師等)が高ストレス者に該当するかどうかを判定し通知している
- ③実施者(医師等)が、高ストレス者該当者の中から医師による面接指導の可否を判断し通知 (①～③は義務)
- ④事業者への面接指導申出の方法(事業場内の担当者)を個人結果通知で明示している
- ⑤ストレスへの気付きを促し、セルフケアへのアドバイスを通知している
- ⑥相談窓口に関する情報を提供している (④～⑥は努力義務)
- ⑦医師又は保健師等により実施されたこと(特に、上記②と③の判定が医師等の実施者によって確実に執り行われたこと証明できる事が大事です)検査であることを明らかにするために医師等の記名押印を実施(推奨)

- ストレスチェック事後、条件に該当した労働者への医師面接指導実施体制を構築している(前述6と同等)
- ストレスチェックの結果を労働基準監督署への報告(産業医の記名・押印が必須)

**【ワンポイントアドバイス】**メンタルヘルス関係での労災申請や訴訟等のトラブルになったとき、日頃の労務管理が適切であることはもとより、法令指針に則ったストレスチェック制度の導入や運用をしていないと、会社にとって大変なリスクになります。労働基準関連法令、ストレスチェック制度に関する法令指針の内容は多岐にわたりますので、必ず社会保険労務士等の法律の専門家に相談しながら実施するようにしましょう。

お問合せ・ご相談先: 社会保険労務士内田事務所 → ☎090-4055-9008 ✉ uchida@sr-sanae.com  
一般社団法人ウエルフルジャパン メンタルヘルス対策支援全国ネット 関東地区担当  
ストレスチェック 簡単診断シート © 2016 社会保険労務士内田事務所 (2016.4.1版)